

◎手続き方法、届出・申出のフローチャート

① 手続き方法について

○届出の場合

譲渡しようとする土地の所有者は、那覇市長へ下記書類を提出してください。

- 1 土地有償譲渡届出書 2 添付書類（見取図及び公図の写し等）

※受領日から3週間、又は買い取り希望団体が無い旨の通知があるまでは、第三者への譲渡はできません。

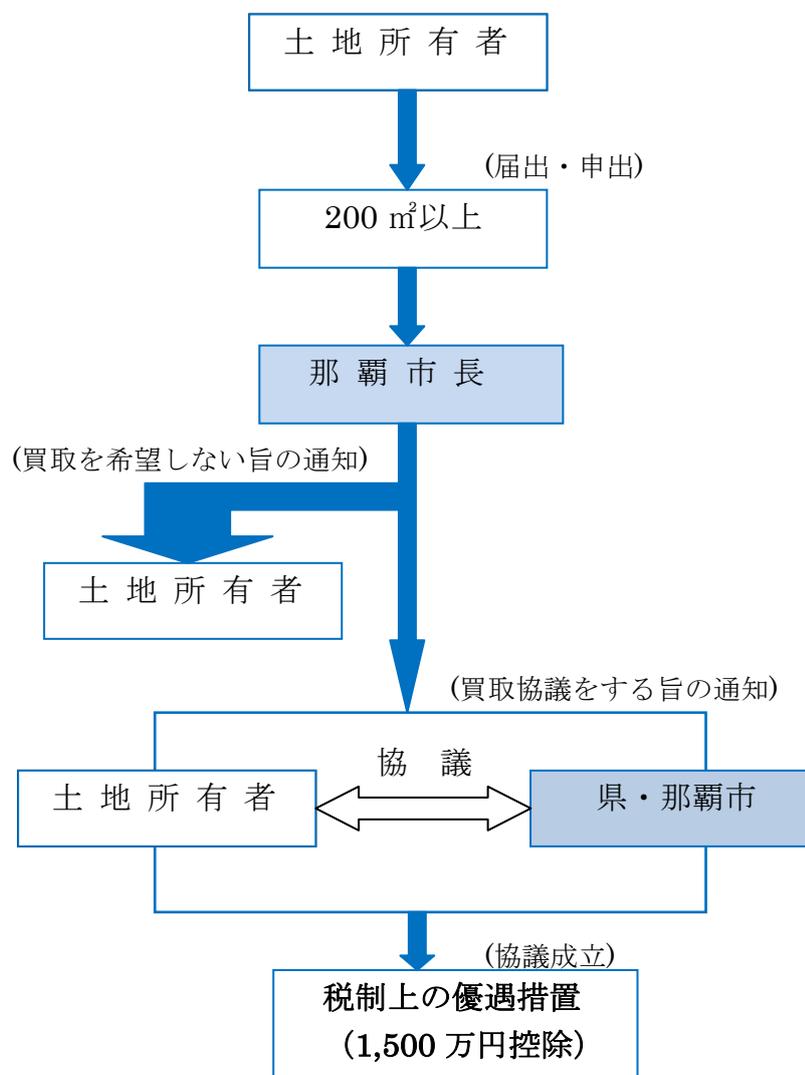
○申出の場合

買い取ってほしい土地の所有者は、那覇市長へ下記書類を提出してください。

- 1 土地買取希望申出書 2 添付書類（見取図及び公図の写し等）

※受領日から3週間以内に、買い取り希望団体の有無等を通知します。

② 届出・申出のフローチャート



※買い取り協議が成立した際には、税制上の優遇措置（租税特別措置法の譲渡所得の特別控除：1,500万円）が受けられます。